

「新規化学物質に係る試験並びに第一種監視化学物質及び第二種監視化学物質に係る有害性の調査の項目等を定める省令の全部を改正する省令(案)」等に対するご意見への考え方

注意：御意見の全体像が把握できるように、代表的な御意見を抽出し、整理しております。  
なお、紙面の都合上、表現については簡素化しております。

御意見の概要	御意見に対する厚生労働省・経済産業省・環境省の考え方
1. 第一条において、条番号の変更に関する規定は削除すべき。	1. ご意見は本省令案の内容に対するものではございませんが、改正の参考とさせていただきます。
2. 第1条第2項では「継続的に摂取される場合には人の健康を損なう」と規定されているところ、第4条第1項第4号では「継続的に摂取される場合には」の規定がないが、その理由は何か。	2. 「継続的に摂取される場合には」とは、長期にわたる毒性を指す規定です。第4条第1項第4号では、根拠規定の法10条第1項において「継続的に摂取される場合には」という記載が存在しないことから、原案の規定としています。